

令和8年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

現行（令和7年版）	改定案（令和8年版）
北海道開発局独自	北海道開発局独自
<p>第1編 共通編</p> <p>1-1-2-19 詳細設計付き施工発注方式                      (4) 詳細設計技術者の経歴等                      詳細設計技術者を定めた場合、書面により氏名、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>1-1-2-19 詳細設計付き施工発注方式                      (4) 詳細設計技術者の経歴等                      詳細設計技術者を定めた場合、書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。</p>
<p>1-1-2-36 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について                      1. 新型コロナウイルスが令和5年5月8日に5類感染症に変更されたことから同日以降の感染防止対策は任意とし、受注者の責において実施するものとする。                      2. 令和5年5月7日以前に実施した感染拡大防止対策に要する費用については設計変更において計上することがあるので、受注後すみやかに監督職員と協議を行うこと。                      なお、感染拡大防止対策の実施にあたっては下記を参照されたい。                      ① 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付事務連絡）  <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf">https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf</a>                      ② 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版））  <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001593494.pdf">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001593494.pdf</a>                      3. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。                      ・ 受注者は、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。                      ・ 最終精算変更時点において、変更実施計画書及び実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。                      ・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。                      ・ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	<p>削除</p>
<p>新規</p>	<p>1-1-2-39 新技術活用の促進 「新技術の定義」                      1. 新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事を原則とする。                      2. 新技術の定義                      新技術活用の原則義務化における新技術の定義は以下による。                      ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術                      ② 公共工事等において実用段階に達している技術                      ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術                      ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術                      3. 対象とする新技術                      新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。                      1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術                      URL：https://www.netis.mlit.go.jp                      2) テーマ設定型（技術公募）の技術比較表に掲載されている技術                      3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術                      4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同程度以上と確認できた技術。なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。</p>
<p>新規</p>	<p>1-1-2-40 生産性向上チャレンジ工事の試行について                      1. 試行の実施について                      受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事を原則とする。                      2. 試行の内容について                      工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。                      本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。                      3. 工事成績評価について                      施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。                      4. 試行の費用について                      本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。</p>
<p>新規</p>	<p>1-1-2-41 情報管理体制の確保                      1. 受注者は、当該工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書1-1-1-4に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。                      2. 受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。                      3. 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。                      4. 受注者は、当該工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破壊を確実にすること。                      5. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。</p>

令和8年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

現行（令和7年版）	改定案（令和8年版）
北海道開発局独自	北海道開発局独自
新規	<p>1-1-2-42 無人航空機を使用する際の安全面への配慮について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、当該工事において無人航空機（以下「UAV」という）を使用する場合、航空法並びに関係法令を遵守するとともに、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月（平成29年3月改正））を準用して作業計画を作成し、実施すること。</li> <li>2. 作業にあたっては、事前に必要な届け出等を行い、以下に示す事項についてまとめた作業計画を監督職員に提出しなければならない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 使用する機材</li> <li>2) 作業体制</li> <li>3) 作業範囲および運航方法</li> <li>4) 安全対策</li> <li>5) 緊急時の体制および対応</li> <li>6) その他</li> </ol> </li> </ol>
新規	<p>1-1-2-43 無人航空機を使用する際の情報流出防止策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、当該工事において無人航空機を使用する場合、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、当該工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであれば、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。</li> <li>2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。</li> </ol> </li> <li>2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。</li> </ol>
新規	<p>1-1-2-44 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事を原則とする。</li> <li>2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。</li> <li>3. 発注者は、2. の報告を受けた工種等を調査対象に選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。</li> <li>4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金・労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金・労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。</li> </ol>

# 令和8年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

<p>現行 (令和7年版)</p> <p>北海道開発局独自 付表</p>	<p>改定 (令和8年版)</p> <p>北海道開発局独自 付表</p>
<p>4-24~4-25 道路工事保安施設設置基準 (案)</p> <div data-bbox="284 286 571 698"> </div> <div data-bbox="284 533 571 698"> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 告示は、「ご協力をお願いします」等の表示が「〇〇〇〇〇〇」等の表示と併せて設置されることとする。</li> <li>② 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>③ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>④ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑤ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑥ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑦ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑧ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑨ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑩ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> </ol> </div>	<div data-bbox="970 297 1257 698"> </div> <div data-bbox="970 533 1257 698"> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 告示は、「ご協力をお願いします」等の表示が「〇〇〇〇〇〇」等の表示と併せて設置されることとする。</li> <li>② 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>③ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>④ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑤ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑥ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑦ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑧ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑨ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑩ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> </ol> <p>※河川工事については、「河川工事に伴う工事標識等の設置基準」があるため、確認すること。</p> </div>
<div data-bbox="284 790 571 1193"> </div> <div data-bbox="284 1037 571 1193"> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 告示は、「ご協力をお願いします」等の表示が「〇〇〇〇〇〇」等の表示と併せて設置されることとする。</li> <li>② 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>③ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>④ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑤ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑥ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑦ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑧ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑨ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑩ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> </ol> </div>	<div data-bbox="970 790 1257 1193"> </div> <div data-bbox="970 1037 1257 1193"> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 告示は、「ご協力をお願いします」等の表示が「〇〇〇〇〇〇」等の表示と併せて設置されることとする。</li> <li>② 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>③ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>④ 「〇〇〇〇〇〇」等の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑤ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑥ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑦ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑧ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑨ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> <li>⑩ 告示の表示は、100m以内の距離に設置するものとする。</li> </ol> </div>
<p>4.7 衝撃加速度試験方法</p> <p>4-7 衝撃加速度試験方法</p> <p>4-7-1 (適用範囲)</p> <p>この規格は、盛土の締固め施工管理を判定する方法の一つである衝撃加速度試験方法について規定するものである。なお、本試験法は、締固め試験により、明確な最大締固め率が得られる試料と、それ以外の試料では適用の方法がある。また、セメントや生石灰などの固材により改良した材料の強度判定法としても適用できる。</p> <p>4-7-2 (装置)</p> <p>一定質量の半球状を有するランマーを一定の高さから脆性用自由落下させ、そのときの衝撃加速度の大きさから締固め施工管理を判定する方法。</p> <p>4-7-3 (試験方法)</p> <p>1. 準備</p> <p>(1) 装置</p> <p>① ランマー</p> <p>質量が直径 6 cmの半球状で総質量 4.5 kgの鋼鉄製の重錘で、2000 まで計測でき、精度が±1%以下である圧電型加速度センサーを内蔵するもの。</p> <p>② ガイド</p> <p>ガイドは、ランマーを止めるための装置 (ストッパーバンドル) を備えており、ランマー引上げ時の高さを 40cmに調整できるもの。</p> <p>③ 水溜り</p> <p>ランマーを自由落下させるためにガイドを鉛直に保たせるもの。</p> <p>④ 出力端子</p> <p>衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器へ出力させるための端子。</p> <p>(2) 計測</p> <p>① 計測</p> <p>衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度の値を同時にデジタル表示できるもので、以下の機能を有するものとする。</p>	<p>4.7 衝撃加速度試験方法</p> <p>4-7 衝撃加速度試験方法</p> <p>4-7-1 (適用範囲)</p> <p>この規格は、盛土の締固め施工管理を判定する方法の一つである衝撃加速度試験方法について規定するものである。なお、本試験法は、締固め試験により、明確な最大締固め率が得られる試料と、それ以外の試料では適用の方法がある。また、セメントや生石灰などの固材により改良した材料の強度判定法としても適用できる。</p> <p>4-7-2 (装置)</p> <p>衝撃加速度測定装置は、土木工事における盛土や改良土等の品質管理に用いることを目的とし、ランマーを盛土や地盤等へ落下衝突させた際に生じる加速度を計測する装置。この装置を用いて得られる衝撃加速度の大きさから盛土の品質を判定する方法。</p> <p>4-7-3 (試験方法)</p> <p>1. 準備</p> <p>(1) 装置</p> <p>① ランマー</p> <p>質量が直径 6 cmの半球状で総質量 4.5 kgの鋼鉄製の重錘で、2000 まで計測でき、精度が±1%以下である圧電型加速度センサーを内蔵するもの。</p> <p>② ガイド</p> <p>ガイドは、ランマーを止めるための装置 (ストッパーバンドル) を備えており、ランマー引上げ時の高さを 40cmに調整できるもの。</p> <p>③ 水溜り</p> <p>ランマーを自由落下させるためにガイドを鉛直に保たせるもの。</p> <p>④ 出力端子</p> <p>衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器へ出力させるための端子。</p>

# 令和8年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

現行（令和7年版） 北海道開発局独自 付表	改定（令和8年版） 北海道開発局独自 付表
<p>図-1 衝撃加速度試験器</p>	<p>図-1 衝撃加速度測定装置</p>
<p>図-2 計測器画面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器へ入力するための端子。</li> <li>出力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器から外部のモニターへ出力するための端子。</li> <li>バッテリー DC9Vのカートリッジ式のもの。</li> <li>バッテリー電圧モニター カートリッジ式のもの。</li> <li>表示器 計測器で受けとった衝撃加速度を小数点以下一位まで表示できるもの。</li> <li>プリンター 表示器に表示された衝撃加速度を出力できるもの。</li> <li>スイッチ群 作業に必要なスイッチを有していること。</li> </ol> <p>2. 測定方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>衝撃加速度試験機の出力端子と計測器の入力端子とをケーブルで接続する。</li> <li>計測器の電源スイッチを入れ、電圧モニターでバッテリー残量を確認する。</li> <li>表示器に表示があらせゼロクリアスイッチを押し、表示が00となるようにする。</li> <li>ストップねじを緩める。</li> <li>キヤリブレーション用のデジタル台を衝撃加速度測定装置に挿入し、ランマーを落下させ、50回前後であることを確認する。</li> </ol>	<p>図-2 削除</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器へ入力するための端子。</li> <li>出力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器から外部のモニターへ出力するための端子。</li> <li>バッテリー 計測のための電圧が確認できるもの。</li> <li>バッテリー電圧モニター バッテリー残量がわかるもの。</li> <li>表示器 計測器で受けとった衝撃加速度を小数点以下一位まで表示できるもの。</li> <li>プリンター 表示器に表示された衝撃加速度を出力できるもの。</li> <li>スイッチ群 作業に必要なスイッチを有していること。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>衝撃加速度試験機を測定場所に置く。</li> <li>ハンドルを引上げて、ランマーを測定面より40cmの高さに固定する。</li> <li>計測器のゼロクリアスイッチを押して、表示が00になっていることを確認する。</li> <li>衝撃加速度試験機のストップハンドルにより、ランマーを検面に自由落下させる。</li> <li>このときの表示を読み取り、衝撃加速度としてプリンターに出力させる。</li> <li>2点目以降の測定は、(6)～(10)を繰り返し返す。</li> </ol> <p>3. 室内試験</p> <p>基準となる衝撃加速度の決定</p> <p>(1) 確認試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料</p> <p>15cmモード、2.5kgランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一律10、25、40、55回として3層突固めを行い、この4種類の突固め回数における衝撃加速度を2の測定方法により測定する。モードの表面で4点程度衝撃加速度(1)の測定を行い、平均値を各突固め回数における衝撃加速度として、乾燥密度(ρ<sub>d</sub>)との関係を求める。</p> <p>突固め試験で得られた最大乾燥密度の90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度(1<sub>0</sub>)とする。(図-3参照)</p> <p>図-3 確認試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料の基準となる衝撃加速度</p> <p>(2) 確認試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料</p> <p>別途試験器具を用いた衝撃加速度の基準値を定める(図-4参照)。</p> <p>土工標準密度を4、5、6、7、8の範囲とし、各層ごとに2の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図-4に求め、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。</p>	<p>2. 品質管理方法</p> <p>あらかじめ、品質管理の基準値を室内試験で求め、現場試験により測定した衝撃加速度との比較により品質を管理する。</p> <p>3. 室内試験</p> <p>基準となる衝撃加速度の決定</p> <p>(1) 確認試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料</p> <p>15cmモード、2.5kgランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一律10、25、40、55回として3層突固めを行い、この4種類の突固め回数における衝撃加速度を2の測定方法により測定する。モードの表面で4点程度衝撃加速度(1)の測定を行い、平均値を各突固め回数における衝撃加速度として、乾燥密度(ρ<sub>d</sub>)との関係を求める。突固め試験で得られた最大乾燥密度の90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度(1<sub>0</sub>)とする(図-2参照)。</p> <p>なお、自然含水比が異なるおそれがある場合には、含水比を定数として上記試験を行う(図-2も参照)。</p> <p>図-2 確認試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料の基準となる衝撃加速度</p>

# 令和8年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

<p style="text-align: center;"><b>現行 (令和7年版)</b> <b>北海道開発局独自 付表</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>改定 (令和8年版)</b> <b>北海道開発局独自 付表</b></p>
<div style="text-align: center;"> <p>図-4 締め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度</p> </div> <p>(2) セメントや石灰などの固化工材により改良した材料の強度測定法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① セメントや石灰などの固化工材により改良した材料を、15cmモールド、2.9kgランマーを用いて、5層55回で締め固める。</li> <li>② このときと同じ密度で直径5cm、高さ10cm程度の供試体を作成する。</li> <li>③ 15cmモールドの供試体は衝撃加速度の測定用、5cmモールドは一軸圧縮試験用とする。</li> <li>④ 7日間養生した後、衝撃加速度試験を2の方法で、一軸圧縮試験をJIS A 1216により行う。なお、養生にあたっては、JIS A 921によること。</li> <li>⑤ 固化工材添加率を変えた試料4種類程度について、上記①から④を行う。</li> <li>⑥ 4種類の固化工材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強度を、図-5を参照する。</li> <li>⑦ 図-5より目標一軸圧縮強度に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。</li> </ol> <div style="text-align: center;"> <p>図-5 セメントや石灰などの固化工材を改良した試料の基準となる衝撃加速度</p> </div>	<p>(2) 締め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料</p> <p>知速試験法を行い衝撃加速度の基準値を定める(図-3参照)。</p> <p>施工現場で密度を4、5、6、7、8回転圧し、各層ごとに2.の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図-3にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図-3 締め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度</p> </div> <p>(3) セメントや石灰などの固化工材により改良した材料の強度測定法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① セメントや石灰などの固化工材により改良した材料を、15cmモールド、2.9kgランマーを用いて、5層55回で締め固める。</li> <li>② このときと同じ密度で直径5cm、高さ10cm程度の供試体を作成する。</li> <li>③ 15cmモールドの供試体は衝撃加速度の測定用、5cmモールドは一軸圧縮試験用とする。</li> <li>④ 7日間養生した後、衝撃加速度試験を2の方法で、一軸圧縮試験をJIS A 1216により行う。なお、養生にあたっては、JIS A 921によること。</li> <li>⑤ 固化工材添加率を変えた試料4種類程度について、上記①から④を行う。</li> <li>⑥ 4種類の固化工材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強度を、図-5を参照する。</li> <li>⑦ 図-5より目標一軸圧縮強度に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。</li> </ol>
<p>4. 現場試験</p> <p>(1) 試験箇所を1m四方測定し、地表面を5mm程度削り、直ノブ等で水平にすらすら。このとき養生はしない。養生が必要な場合は削り取り。</p> <p>(2) 2.の測定方法により現場の衝撃加速度を測定する。</p> <p>(3) 現場の含水比を測定する。なお、現場衝撃加速度の測定は露土施工後に行うこととする。</p> <p>4-7-4 試験結果の整理</p> <p>現場で得た衝撃加速度と基準となる衝撃加速度とを比較して品質管理を行うものである。</p> <p>(注) この試験方法は北海道開発局開発土木研究所で定めたものである。</p> <p>4-8 無収縮モルタル試験方法</p> <p>4-8-1 適用範囲</p> <p>この試験方法は、橋梁用支保の提供にあたってグラウト材として使用される無収縮モルタルの品質管理を目的として、実施される試験に適用するものである。</p> <p>4-8-2 試料の採取</p> <p>試料は1ロットから平均品質を確保するように増分して必要量採取しなければならない。</p> <p>4-8-3 試験</p> <p>(1) 試験の一般条件</p> <p>品質管理試験を行う試験室の温度は±3℃、RH、80%以上を確保とする。試験結果の報告には、試験室の温度、湿度およびモルタル温度を明記しなければならない。</p> <p>(2) 凝結時間試験方法</p> <p>イ 試験用器具</p> <p>器具はJIS B 4003「プロクター-貫入抵抗計を用いるコンクリートの凝結試験方法」の規格に準拠するものとし、プロクター-貫入抵抗計、内径14mm×高さ13mmの金属製容器および突き棒を用いる。</p> <p>ロ 試験</p> <p>容器にグラウト試料を2層に分けて入れ、各層は突き棒を用いて、それぞれ15回突き、試料表面を水平にする。</p> <p>試料充填後30分および試験の直前に表面のブリージング水を除去し、貫入抵抗計を用い、グラウト中に針が1インチの深さに10秒で貫入するようにし、この時の質量を貫入抵抗計の直横で断った値をグラウト材の貫入抵抗値とする。この抵抗値が、35kg/cm<sup>2</sup> (500psi) 及び280kg/cm<sup>2</sup> (4000psi) に達したときの時間をそれぞれ測定する。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>図-4 セメントや石灰などの固化工材により改良した試料の基準となる衝撃加速度</p> </div> <p>4. 現場試験</p> <p>(1) 試験箇所を1m四方測定し、地表面を5mm程度削り、直ノブ等で水平にすらすら。このとき養生はしない。養生が必要な場合は削り取り。</p> <p>(2) 2.の測定方法により現場の衝撃加速度を測定する。</p> <p>(3) 現場の含水比を測定する。なお、現場衝撃加速度の測定は露土施工後に行うこととする。</p> <p>4-7-4 試験結果の整理</p> <p>現場で得た衝撃加速度と基準となる衝撃加速度とを比較して品質管理を行うものである。</p> <p>(注) この試験方法は独立試験機関土木研究所(北海道開発局開発土木研究所)で定めたものである。</p>
<p>別紙-2 構造物表示板取り付け方法</p> <p>1 道路、河川及び農業部門における品質記録の保存された構造物については、その構造物に表示板を取り付けるものとする。ただし、地中に入ることについては、この限りではない。</p> <p>なお、溝溝・溝溝及び空溜りについては、構造物表示板は設置を要しない。</p> <p>2 取り付け方法</p> <p>表示板は、品質記録面に示された構造物に取り付けるものとするが、その方法は下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 橋梁下部工 橋梁下部は、各構造物毎に起立部1箇所取り付ける。</li> <li>(2) 橋梁上部工 橋梁上部は、橋梁板取り付け位置近傍とする。橋梁板面についても橋梁板近傍の位置内に取り付けるものとする。取り付け枚数は橋梁板と同じとする。</li> <li>(3) 護壁、管(涵) 護壁 護壁は起立部、管(涵) 護壁は起立部口の各2箇所取り付けるものとし、護壁は小口部、管(涵) 護壁はバレット部分に取り付けるものとする。 なお、20cm未満のものについては1箇所でも良い。</li> <li>(4) 樋門、水門 樋門板取り付け箇所(下部)に1箇所</li> <li>(5) その他構造物 特に定めのない構造物は、適宜処理する。</li> </ol> <p>3 表示板の内容</p> <p>表示板の内容は、分類番号のみとし、上段に大分類番号、下段に小分類番号(農業部門の場合は地区名)を記入する。</p> <p>ただし、道路部門は別途特記仕様によるものとする。</p> <p>4 表示板の規格</p> <p>表示板の寸法は300mm×120mm×13mm(板厚8mm、字厚5mm)、材質はJIS S 5501(わずかな錆品に100)を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>別紙-2 構造物表示板取り付け方法</p> <p>1 道路、河川及び農業部門における品質記録の保存された構造物については、その構造物に表示板を取り付けるものとする。ただし、地中に入ることについては、この限りではない。</p> <p>なお、溝溝・溝溝及び空溜りについては、構造物表示板は設置を要しない。</p> <p>2 取り付け方法</p> <p>表示板は、品質記録面に示された構造物に取り付けるものとするが、その方法は下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 橋梁下部工 橋梁下部は、各構造物毎に起立部1箇所取り付ける。</li> <li>(2) 橋梁上部工 橋梁上部は、橋梁板取り付け位置近傍とする。橋梁板面についても橋梁板近傍の位置内に取り付けるものとする。取り付け枚数は橋梁板と同じとする。</li> <li>(3) 護壁、管(涵) 護壁 護壁は起立部、管(涵) 護壁は起立部口の各2箇所取り付けるものとし、護壁は小口部、管(涵) 護壁はバレット部分に取り付けるものとする。 なお、20cm未満のものについては1箇所でも良い。</li> <li>(4) 樋門、水門 樋門板取り付け箇所(下部)に1箇所</li> <li>(5) その他構造物 特に定めのない構造物は、適宜処理する。</li> </ol> <p>3 表示板の内容</p> <p>表示板の内容は、分類番号のみとし、上段に大分類番号、下段に小分類番号(農業部門の場合は地区名)を記入する。</p> <p>ただし、道路部門は別途特記仕様によるものとする。</p> <p>4 表示板の規格</p> <p>表示板の寸法は300mm×120mm×13mm(板厚8mm、字厚5mm)、材質はJIS S 5501(わずかな錆品に100)を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>